

令和元年台風第19号  
に係る要望書

令和元年10月25日

福島県

令和元年台風第19号は、これまでにない大型で強い勢力を保ったまま当県に上陸し、数十年に一度の降雨量で発令される大雨特別警報が約9時間にわたって継続、各地の河川が広範囲で氾濫し、この豪雨と洪水により、尊い人命が失われました。

また、住宅、道路、橋梁、河川等の土木施設、病院や社会福祉施設、学校教育施設、商業施設や工場等の事業所、農地や農業施設等に甚大な被害が生じており、住民生活や経済活動が深刻な打撃を受けております。

さらに当県は、平成23年に発生した東日本大震災及び原子力災害からの復興の途上であり、今回の災害は、これまで懸命に取り組んできた復興のあゆみを遅延させることにもなりかねません。

このため、当県及び県内被災市町村においては、災害対策本部を設置し、総力を挙げて、人命救助はもとより、被災地の応急復旧、避難者の方々の支援などに取り組んでいるところですが、今回の深刻な事態に対応するためには、政府の緊急かつ重点的な支援が極めて重要です。

つきましては、激甚災害の早期指定はもとより、被災された方々の食料・飲料水・医療・衛生の確保のほか、避難所の環境改善や住居等被災者の生活の確保・支援、心身のケア、住民生活に欠くことのできない電気、上下水道、通信網等のライフラインの復旧、道路等公共土木施設の復旧、廃棄物対策、学校教育及び同施設等の再開・復旧、鉄道やバスなど公共交通の確保・復旧、商工業及び農林水産業等への支援の拡充など、早期の復旧・復興と住民の不安解消に必要な施策の実施について、特段の御配慮と御支援をいただきますようお願いいたします。

併せて、このような災害にあってもあらゆる主体が東日本大震災及び原子力災害からの復興に切れ目無く安心感を持って取り組めるよう、特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。

令和元年10月25日

福島県知事 内堀雅雄

## 1 激甚災害の早期指定について

【内閣府】

甚大な被害をもたらした令和元年台風第19号の暴風雨による災害について、激甚災害及びこれに対し適用すべき措置を早期に指定すること。

## 2 災害警備活動等への支援について

【警察庁】

いまだに安否が確認できていない行方不明者の捜索や、被災情報の収集・伝達、交通状況の把握・応急対策、警戒活動の強化等、多岐にわたる災害警備活動に対し、十分な支援を行うこと。

## 3 被災者の生活再建の支援について

【内閣府】

災害救助法における応急救助について、東日本大震災を踏まえた要件・基準の弾力的な運用及び事務手続きの簡素化等を図ること。

## 4 住居等被災者の生活の確保・支援について

【内閣府、国土交通省】

(1) 浸水被害等により住宅が被災した方が、一時的な避難所として利用する既存の応急仮設住宅について、避難所として最低限の機能を保持するために行う修繕等に要する費用に対して、財政支援を行うこと。

(2) 特定行政庁が行う被災建築物に係る建築確認申請等の手数料減免に対して、財政支援を講じること。

また、指定確認検査機関が行う建築確認申請等の手数料についても減免できるよう補助等の支援を行うこと。

## 5 生活交通手段の復旧支援等について

### 【総務省、経済産業省、国土交通省】

- (1) 通勤・通学などの日常生活に支障が生じないように、鉄道運休区間の代行バスの運行のための財政支援を行うこと。
- (2) 第三セクター鉄道について、災害復旧事業に対する補助率の嵩上げ及び地方交付税等による被災自治体への十分な財政支援を行うこと。
- (3) 郡山市において多くのバス車両が被災し、車両が確保できず、通勤・通学などの日常生活に支障があることから、交通事業者による代替車両の購入等に対して財政支援を行うこと。

## 6 医療施設、社会福祉施設等の復旧に対する財政支援等について

### 【厚生労働省、文部科学省】

- (1) 被災した水道施設、医療施設、保健衛生施設、社会福祉施設等の早期復旧を図るため、十分な人的・財政支援を行うこと。
- (2) 国庫補助の対象を、移設建て替え等も含めた施設・事業所の設備・備品（ベッド、車両、事務機器等を含む）や被災した医療機器等を設置する際の水害対策工事等にも拡大するほか、補助の対象や補助基準額（対象事業費下限額）、補助上限額についてもできる限り柔軟な取扱いを認めること。

## 7 学校の早期復旧と児童生徒等の学習環境の整備について

【内閣府、総務省、文部科学省】

被災した学校の学習環境を早期に整備し、児童生徒等が安心して学習できるよう、学校施設・設備に対する災害復旧や就学援助、教科書の再支給等のもとより、心のケアに対するスクールカウンセラー、スクール・サポート・スタッフ、学習支援員等への財政的支援、県立高校等の公共交通機関の運休に伴うスクールバスの運行や断水による仮設トイレ設置等に対する財政的支援及び被災した児童生徒等への学用品・制服等に対する財政的支援を行うこと。

## 8 災害廃棄物等の処理に係る支援について

【環境省】

- (1) 郡山市の生活ごみやし尿を国の仮設焼却施設や他自治体等の代替施設で処理するために必要な運搬費等の追加的経費への財政支援を行うとともに、施設の復旧に要する経費に対し国庫補助率の嵩上げを行うなど十分な財政支援を行うこと。
- (2) 県内で発生した災害廃棄物の処理には相当程度の期間と費用を要することが想定されることから、広域処理に係る技術的支援や国の仮設焼却施設を活用した処理支援、自治体が行う処理事業等に対し国庫補助率の嵩上げによる財政的支援を行うなど、円滑な処理に向けて必要な支援を行うこと。

## 9 インフラの復旧に対する支援について

### 【警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省】

- (1) 災害復旧事業等に対する国庫補助・負担率の嵩上げ及び地方交付税等による被災自治体への十分な財政支援を行うこと。
- (2) 災害調査費に対する国庫補助対象範囲の拡大・柔軟な運用を図ること。
- (3) 災害復旧工事の早期実施に向け、技術的支援や応急工事の速やかな承認、災害査定業務の迅速化及び事務手続きの簡素化を図ること。
- (4) 一般国道289号は、重要物流道路の代替・補完路に指定されており、緊急輸送道路として欠かせない重要な路線であるが、いわき市において、高さ150mからの大規模な法面崩壊があり、狭隘かつ急斜面で施工条件が制約される現場条件での法面对策など高度な技術を要する復旧が必要となることから、国が権限代行により早期に災害復旧工事を実施すること。
- (5) 被災規模が大きく早急に対応が必要となる阿武隈川本川及び支川の県管理8河川16箇所については、国による施行により早期完成を図ること。
- (6) 今回の災害では、阿武隈川本川のみならず支川の周辺地域にまで甚大な被害が生じたことから、流域全体の再度災害防止を図るため抜本的な対策を講じること。
- (7) 災害関連補助事業や災害関連緊急砂防事業等の早期採択と国庫補助率の嵩上げ、採択要件の緩和及び地方負担に係る全額交付税措置を図ること。
- (8) 下水処理場や雨水ポンプ場等の下水道関連施設において、浸水による機能停止が発生したことから、応急処置に係る経費や早期復旧に必要な支援を行うこと。
- (9) 被災した工業用水道施設の復旧及び給水再開までにかかる緊急に要する給水経費等について、必要な財政支援を行うこと。
- (10) 被災した交通信号機等の交通安全施設について、早期復旧に向けた積極的な財政支援を行うこと。

## 10 農林水産業における災害復旧の支援について

### 【総務省、農林水産省、林野庁、水産庁】

- (1) 災害復旧事業等に対する国庫補助・負担率の嵩上げ及び地方交付税等による被災自治体への十分な財政支援を行うこと。
- (2) 災害調査費に対する国庫補助対象範囲の拡大を図ること。
- (3) 災害復旧工事の早期実施に向け、市町村等への技術的支援や応急工事の速やかな承認に努めること。  
また、災害査定業務の迅速化及び事務手続きの簡素化を図るとともに、災害査定の終期を延期すること。
- (4) 被災した農林漁業者等が速やかに経営を再開できるよう、災害関連資金の無利子化を図るとともに、被災した農作物及び特用林産物に係る必要な種苗等の確保に関する支援、共同利用施設及び農林業用施設・機械、漁業関連施設等の復旧に関する支援等を講じること。
- (5) 原子力災害被災12市町村等において今回の台風で被災した農林漁業者に対しては、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う各種復興関連支援策の再活用などを含め柔軟な支援策を講じること。
- (6) 生活に直結し不可欠なインフラ施設である災害関連農村生活環境施設復旧事業対象施設を速やかに復旧するため、国庫補助率を嵩上げすること。  
特に、農業集落排水施設においては、復旧事業費の要件を緩和するとともに、営農飲雑用水施設においては、特別交付税措置及び補助災害復旧事業債の対象とすること。

## 11 被災中小企業・小規模企業の早期復旧に向けた支援について

【経済産業省、観光庁】

被災した中小企業・小規模企業の工場、店舗、旅館等の復旧を支援するための財政措置を講じるとともに、災害関係保証の発動による金融支援など、被災中小企業・小規模企業の事業再開・継続に向けた支援策を講じること。

併せて、県内の観光事業者に影響が生じないように、被災に伴う観光客の減少対策等を行うこと。

## 12 災害復旧に係る地方財政措置について

【総務省】

被災地域の早期の復旧を図るとともに、被災者等の負担の軽減に必要な財政需要に的確に対処できるよう、被害の甚大さにも鑑み、被災地方公共団体の財政負担が生じないように、特別な地方財政措置を講じること。

## 13 防災・減災、国土強靱化のための対応強化について

【内閣官房、国土交通省】

今回の被害を踏まえ、頻発・激甚化する大規模自然災害への対応強化のため、令和2年度までの「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に加え、引き続き、令和3年度以降についても、防災・減災や国土強靱化に関連する事業を実施するための必要な制度の構築や財源の確保など、更なる対応の強化に努めること。

併せて、市町村における国土強靱化地域計画の策定について、特に被災自治体に対して、策定期間の一定の配慮を含めた策定支援を検討すること。



#### 14 東日本大震災からの復旧・復興事業等への対応について

【内閣官房、内閣府、警察庁、復興庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

台風第19号に伴い、現在、国・県・市町村が取組を進めている東日本大震災及び原子力災害からの復興事業の進捗に影響が出ることが懸念されることから、事業完了に向け、実情を踏まえた特段の措置を行うなど、国が最後まで責任を持って対応すること。

併せて、復興・創生期間以降においても十分な財源と枠組みを確保し、あらゆる主体が引き続き切れ目無く安心感をもって復興に取り組めるようにすること。